契約変更理由書

神戸市

工 事 名	ポートタワー電気設備他改修工事

契約変更後の工事概要

1. 接地極の仕様を変更する。
2. 低圧母線用配線および盤間接続鋼材を追加する。
3. 避雷針の仕様を変更する。
4. 工事仮設の撤去、仕様変更、復旧を追加する。
5. 昇降機監視装置を追加する。
6. テープライトの仕様を変更する。
7. 防災設備の追加、取止め、仕様変更を行う。
8. 非常放送の音声合成を追加する。
9. その他、軽微な変更一式。
10. インフレスライド条項による請負代金の変更を行う。

契約変更の理由

1. 接地工事について、原設計では各接地極を単独で敷設することとしていたが、試験測定の結果、低抵抗の接地極を敷設できることがわかったため、一部の接地極を共用することとし、接地極の仕様を変更する。
2. 原設計では、キュービクルを外周側に設置することとしていたが、幹線経路の変更に伴い配置を見直した結果、高圧盤と低圧盤を外周側と内周側に分けて設置する必要が生じたため、盤間の低圧母線用配線を追加する。また、高圧配線の盤間接続について、原設計では配管としていたが、施工上作業スペースが確保できないことがわかったため、盤内で配線ができるように盤間をつなぐ鋼材を追加する。
3. 避雷針を既設同様に旗を掲揚できる仕様にするため強度計算を行った結果、原設計の支持管では風圧荷重に耐えられないことがわかったため仕様を変更する。また、旗を掲揚するために必要な滑車とロープを追加する。
4. 発電機およびキュービクルの搬入において、搬入経路確保のため別途建築工事で設置している仮囲いおよび足場を一時的に撤去のうえ仕様を変更した後、復旧する必要が生じたため、撤去、仕様変更、復旧を追加する。
5. 運用開始後の管理者である（株）神戸ウォーターフロント開発機構からの要望により、昇降機監視装置を追加する。
6. 別途建築工事との調整により、展望歩廊の構造上、テープライトを原設計で想定していた仕様では設置できないことがわかったため、仕様を変更する。
7. 別途 C 工事および関係諸官庁との調整の結果、レイアウト変更や用途変更に伴う自動火災報知設備、誘導灯、非常照明、非常放送スピーカー等の追加、取止め、仕様変更を行う。
8. 非常放送設備の出火階放送文言について、機器に標準的に搭載されている文言では対応できないことがわかったため、非常時の安全を考慮して特注音声合成の作成を追加する。
9. その他、別途工事との調整により軽微な変更を行う。
10. インフレスライド条項に基づく、請負代金の変更を行う。

（公表様式第6号）